

(平成24年10月11日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

国民年金関係

1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年11月から62年3月まで  
母親から、「私が20歳になった頃、役場で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は3か月ごとに地区の納税組合を通じて納付していた。4人の子供は全員、20歳から国民年金に加入させ、国民年金保険料を納付していた。」と聞いている。  
申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「母親が私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。」と申し立てているが、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親は、申立人の国民年金の加入手続き、保険料の金額等についての記憶も明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、オンライン記録から平成10年4月1日に初めて国民年金に加入したことが確認でき、当該時点まで申立人は、国民年金の加入手続きを行っていなかったと推認でき、申立期間は未加入期間となることから、制度上、国民年金保険料の納付はできず、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「母親から、4人の子供は全員、20歳から国民年金に加入させ、国民年金保険料を納付していたと聞いている。」旨を申し立てているが、申立人の上の姉は、20歳到達時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、申立人と同様に20歳到達時に大学生であったとする申立人の下の姉及び弟は、オンライン記録からいずれも国民年金に加入していないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。